

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成七年三月十七日

福島県条例第四号

改正 平成七年一二月二二日条例第七一号

平成一一年三月一九日条例第五号

平成一三年三月二七日条例第一号

平成一四年三月二六日条例第五号

平成一五年一二月二六日条例第九〇号

平成一七年三月二五日条例第九号

平成一八年三月二二日条例第五九号

平成一八年一〇月一七日条例第八五号

平成一九年一二月二五日条例第八五号

平成二二年三月二三日条例第五号

平成二二年七月六日条例第四三号

平成二二年一一月三〇日条例第六一号

平成二八年三月二五日条例第一七号

平成二八年一二月二六日条例第八七号

平成三一年三月二二日条例第四号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例をここに公布する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平二八条例一七・一部改正)

(一週間の勤務時間)

第二条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下

「育児短時間勤務職員等」という。)の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。

- 3 地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第五条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十一時間までの範囲内で、任命権者が定める。
- 5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

(平一三条例一・平一七条例九・平一九条例八五・平二二条例五・一部改正)

(週休日及び勤務時間の割振り)

第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(平一三条例一・平一七条例九・平一九条例八五・平二二条例五・一部改正)

第四条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては八日以上）の週休日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、四週を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、四週を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(平一三条例一・平一七条例九・平一九条例八五・一部改正)

(週休日の振替等)

第五条 任命権者は、職員に第三条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第三条第二項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第六条 任命権者は、一日の勤務時間が、六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、七時間四十五分を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

- 2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(平一条例五・平二二条例五・一部改正)

## 第七条 削除

(平一八条例八五)

(船員の勤務時間の特例)

第八条 任命権者は、第二条(第二項を除く。)の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会規則の定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分(再任用短時間勤務職員にあっては同条第三項の規定により任命権者が定める時間、任期付短時間勤務職員にあっては同条第四項の規定により任命権者が定める時間)となるように定めるものとする。

- 2 任命権者は、第二条第二項の規定により船舶に乗り組む職員で育児短時間勤務職員等であるものの勤務時間を定める場合又は前項の規定により勤務時間を定める場合には、第四条第二項の規定にかかわらず、当該五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設けなければならない。

(平一三条例一・平一七条例九・平一九条例八五・平二二条例五・一部改正)

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第八条の二 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、第二条から第五条まで及び前条第一項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該勤務をすることを命ずることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(平一条例五・追加、平一九条例八五・平三一条例四・一部改正)

(超勤代休時間)

第八条の三 任命権者は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号。以下「給与条例」という。)第十三条第五項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則で定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある第三条第二項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日(第十条第一項において「勤務日等」という。)(同項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(平二二条例五・追加、平二二条例四三・一部改正)

(育児又は介護を行う職員及び障がいがある職員の早出遅出勤務)

第八条の四 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員の子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第一項から第三項までにおいて同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。)をさせるものとする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

二 小学校に就学している子のある職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

2 任命権者は、要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。

3 任命権者は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二条第一号に規定する障害者である職員のうち、同法第三十七条第二項に規定する対象障害者である職員が、人事委員会規則で定めるところにより、障がいの特性等に応じた勤務をするために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。

4 前三項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し

必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(平一七条例九・追加、平一八条例八五・一部改正、平二二条例五・旧第八条の三  
繰下、平二二条例四三・平二八条例八七・平三一条例四・一部改正)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第八条の五 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第八条の二に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、第八条の二に規定する勤務をさせてはならない。

4 前三項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と、第二項中「三歳に満たない子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(平一一条例五・追加、平一四条例五・一部改正、平一七条例九・旧第八条の三繰下・一部改正、平一八条例八五・一部改正、平二二条例五・旧第八条の四繰下、平二二条例四三・平二八条例八七・一部改正)

(休日)

第九条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

(平一一条例五・一部改正)

(休日の代休日)

第十条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第八条の三第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(平二二条例五・一部改正)

(休暇の種類)

第十一条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(平七条例七一・平二八条例八七・一部改正)

(年次有給休暇)

第十二条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 二十日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）

二 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの  
人事委員会規則で定める日数

三 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第  
二百八十九号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の  
職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)に規定する  
地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道  
路公社、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規定する  
土地開発公社その他その業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な  
関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者であった者であ  
って引き続き当該年に新たに職員となったものその他人事委員会規則で定める職員  
人事委員会規則で定める日数

2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、人事委員会規則で  
定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請  
求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、  
他の時季にこれを与えることができる。

(平一三条例一・平一五条例九〇・平一七条例九・平一九条例八五・一部改正)

(病気休暇)

第十三条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないこ  
とがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、人事委員会規則で定める。

(特別休暇)

第十四条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由に  
より職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合におけ  
る休暇とする。この場合において、人事委員会規則で定める特別休暇については、人事委  
員会規則でその期間を定める。

(介護休暇)

第十五条 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の  
定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の  
継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期  
間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場

合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 介護休暇については、給与条例第十二条の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について一時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を給与の額から減額する。

(平七条例七一・追加、平一四条例五・平一八条例五九・平二二条例五・平二八条例八七・一部改正)

(介護時間)

第十五条之二 介護時間は、職員が要介護者の介護を要するため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間については、給与条例第十二条の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について一時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を給与の額から減額する。

(平二八条例八七・追加)

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第十六条 病気休暇、特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び介護時間については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(平七条例七一・旧第十五条繰下・一部改正、平二八条例八七・一部改正)

(人事委員会規則への委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(平七条例七一・旧第十六条繰下)

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第十八条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を

考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(平七条例七一・旧第十七条繰下、平一三条例一・平一七条例九・一部改正)

## 附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

(職員の勤務時間に関する条例等の廃止)

第二条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 職員の勤務時間に関する条例（昭和三十六年条例第四十二号）
- 二 職員の休日及び有給休暇に関する条例（昭和三十六年条例第四十三号）

(経過措置)

第三条 この条例の施行の際現に廃止前の職員の勤務時間に関する条例（以下「旧勤務時間条例」という。）第二条第三項本文の規定に基づき月曜日から金曜日までの五日間において一日につき八時間の勤務時間が割り振られている職員について同条第四項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ第五条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

2 この条例の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について旧勤務時間条例第二条第三項又は第四項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ第四条又は第五条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

3 前二項の規定が適用される職員について、旧勤務時間条例第三条に基づき定められている休憩時間については、第六条の規定に基づく休憩時間とみなす。

4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員の施行日以後の平成七年における年次有給休暇の日数については、第十二条第一項の規定にかかわらず、廃止前の職員の休日及び有給休暇に関する条例（以下「旧休日休暇条例」という。）第三条に規定する年次休暇の残日数とする。

5 施行日前に旧休日休暇条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

6 前各項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

(特別の形態によって勤務する必要のある職員の休息时间)

第四条 任命権者は、第四条第一項に規定する職員については、当分の間、所定の勤務時間

のうちに、人事委員会の定める基準に従い、休息時間を置くことができる。

(平一八条例八五・追加)

(給与条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

第五条 給与条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第十五条第三項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の〇・九を乗じて得た額(給与条例附則第七項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあつては、同号に規定する給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額」とする。

(平二二条例六一・追加)

附 則 (平成七年条例第七一号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年条例第五号)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年条例第一号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年条例第五号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第八条の第三第二項(同条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする請求から適用し、施行日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 新条例第十五条の規定は、改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「旧条例」という。)第十六条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過しているもの(当該介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間にある職員に限る。)についても適用する。この場合において、新条例第十五条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは「平成十四年四月一日から当該状態についての介護休暇

の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

- 4 旧条例第十六条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過していない職員の介護休暇の期間については、新条例第十五条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは「当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

附 則（平成一五年条例第九〇号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第九号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年条例第五九号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年条例第八五号）

この条例は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第八条の四の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年条例第八五号）

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年条例第五号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年条例第四三号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第八条の三第一項の規定は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年福島県条例第四十一号。以下「平成二十二年改正条例」という。）による改正後の職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「改正後の給与条例」という。）第十三条第五項各号に掲げる時間を合計した時間が平成二十二年改正条例による改正前の職員の給与に関する条例第十三条第三項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務の時間を上回る場合における当該上回る時間に対して改正後の給与条例第十三条第五項の規定により支給される超過勤務手

当に係る超勤代休時間の指定についても適用する。

附 則（平成二二年条例第六一号）

この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。

附 則（平成二八年条例第一七号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年条例第八七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十五条第一項に規定する指定期間について、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

附 則（平成三十一年条例第四号）

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。